

1. 静岡県土砂災害防止法指定検討委員会設置趣旨（案）及び運営要領（案）

1.1 静岡県土砂災害防止法指定検討委員会設置趣旨（案）

平成13年4月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が施行されました。

この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の恐れのある区域を「土砂災害警戒区域」として、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」として一定の開発行為を制限すること等により、土砂災害防止対策の推進を図ることを目的としています。

本法律では、県は国が定めた基本指針に基づき、土砂災害警戒区域の設定等に必要な基礎調査を実施し、市町村長の意見聴取を行い指定することとしています。

県内には、本法律の対象となる土砂災害危険箇所が約15,300箇所も存在し、これらについて効率的に指定を進めるために、基礎調査の具体的な調査手法や本県の特性を踏まえた指定計画等について、「静岡県土砂災害防止法指定基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、法律の円滑な運用を図る必要があります。

本県の基本計画策定にあたっては、適切かつ公平な法の運用と、その手続の透明性、検討体制の専門性、信頼性の確保を図ることが必要であるため、砂防関連の専門的な意見のみではなく、本法律と密接に関連する都市計画法、建築基準法、災害対策基本法等の都市・建築・防災関連の専門的、技術的な判断に基づく意見や、土砂災害防止に関する地域防災活動の第一線となる市町村・地域住民の立場からの意見を反映させる必要があるため、本委員会を設立するものです。

1.2 静岡県土砂災害防止法指定検討委員会運営要領（案）

（名称）

第1条 本会は「静岡県土砂災害防止法指定検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、土砂災害防止法に基づく基礎調査および土砂災害警戒区域等の指定を円滑に行うための「静岡県土砂災害防止法指定基本計画」の策定に関して意見、助言等を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員及び事務局により構成する。

（委員長）

第4条 委員長は学識経験者をもって充てる。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長が不在となるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（委員会）

第5条 委員会は委員長が認めるとき、もしくは委員から要請があった場合に開催する。また、会議の議長は委員長がこれにあたる。この場合において、委員長は必要な委員のみで委員会を招集することができる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員会において必要があると認めるときは、委員長は委員以外の関係者に対し、委員会への出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は静岡県土木部河川砂防総室砂防室において処理する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

（施行期日） 14 9 20

1 この要領は、平成 年 月 日より施行する。

別表1

静岡県土砂災害防止法指定検討委員会名簿（案）

(敬称略、順不同)

| 氏名 | 現職 | 分野 | 備考 |
|--------|-----------------------------|---------------------|----|
| 土屋 智 | 静岡大学農学部教授 | 砂防 | |
| 井野 盛夫 | 富士常葉大学環境防災学部教授 | 防災 | |
| 重川 希志依 | 富士常葉大学環境防災学部助教授 | 建築市 | |
| 中村 和夫 | 静岡大学人文学部教授 | 法律 | |
| 吉柳 岳志 | 国土交通省中部地方整備局河川部建設専門官 | 国管内動向 | |
| 富田 陽子 | 国土交通省中部地方整備局 富士砂防工事事務所長 | 国直轄砂防 | |
| 高橋 友之 | 熱海市建設部長 | 市町村防災 【県東部】 | |
| 池島 弘 | 春野町建設課長 | 市町村防災 【県西部】 | |
| 鈴木 健治 | 静岡市賤機南学区連合町内会長 静岡市松富町内会長 | 地域 自主防災 【県中部】 | |
| 棟葉 恒治 | 掛川市自主防災会役員 掛川市東山口地区理事区長 | 地域 自主防災 【県西部】 | |

事務局（静岡県土砂災害防止法連絡会）

| 氏名 | 補職 |
|--------|----------------|
| 山崎 省一 | 土木部河川砂防総室砂防統括監 |
| 杉崎 修二 | 総務部防災局防災政策室長 |
| 山崎 巖 | 環境森林部森林保全室長 |
| 佐野 公治 | 土木部河川砂防管理室長 |
| 本橋 和志 | 土木部砂防室長 |
| 水野 光洲 | 都市住宅部土地対策室長 |
| 榎原 富士男 | 都市住宅部建築安全推進室長 |

別表2

土砂災害防止法指定検討委員会と土砂災害防止法連絡会の役割（案）

